

## 決議 16.7 [ 仮訳 ]

### 有害でないという判定

条約の第 3 条および第 4 条に従い、附属書 I および II に掲げる種の標本に関する輸出許可書は、「有害でないという判定」として知られる決定の後に) 当該輸出が種の存続を脅かすこととならないと輸出国の科学当局が助言したときのみ発給されることを認識し、

第 4 条 3 項において、各締約国の科学当局は附属書 II の種の標本に係る輸出を監視し、かつ、必要に応じ、その種が、分布地域全体にわたって生態系における役割を果たすことができ、かつ、附属書 I に適合するよりも十分に高い個体数の水準を維持するため、係る輸出を制限するために適切な措置を管理当局に助言するよう要求していることを想起し、

決議 14.7 (CoP15 で改正) (国別に設定する輸出割当量の管理) において締約国会議が、締約国が国別の自主的輸出割当量を設定する際に、自国の科学当局による有害でないという判定に基づき設定するよう勧告していることに留意し、

決議 10.3 (科学当局の指定と役割) の「勧告する」の項の c) および h) をさらに想起し、

条約の第 4 条 2(a)、3、6(a) 項の効果的な施行により、決議 12.8 (CoP13 で改正) (附属書 II 掲載種の標本の著しい取引の再検討) に従い対策を講じる必要性がなくなることを想起し、

附属書 I および II に掲げる種の分類群、形態、生物学的特徴は多様であるため、科学当局は様々な方法で有害でないという判定を下すことができることに留意し、

科学的根拠に基づいて有害でないという判定を下す際に締約国が直面する課題および判定を下すための指針と経験の共有により、条約第 3 条および第 4 条の施行が改善されることを意識し、

CITES の有害でないという判定に関する国内、地域、国際ワークショップ (中国、ドミニカ共和国、インドネシア、クウェート、メキシコ、ネパール、ペルー、その他の国々で開催) の成果、世界自然保護連合 (IUCN) が作成した CITES 科学当局のためのガイダンス、その他の実施能力強化のためのワークショップを認識し、

第 14 回締約国会議 (ハーグ、2007 年) で採択された決議 14.2 「CITES 戦略ビジョン 2008 ~ 2013 年」の目標 1.5 「有害でないという判定は入手可能な最良

の科学情報に基づく」を再確認し、

締約国会議は

次のとおり勧告する。

- a) 科学当局は、取引が種の存続を脅かすこととなるか否かを検討するにあたり、次の概念および法的拘束力を持たない指針を考慮に入れる。
  - i) 附属書 I または II の種に関する有害でないという判定は、申請された輸出がその種の存続を脅かすこととなるか否かを確認する科学的評価の結果である。<sup>1</sup>
  - ii) 科学当局は、その種が分布地域全体にわたり、属する生態系における役割を果たすことのできる個体数の水準で維持されるか否かを考慮する。
  - iii) 有害でないという判定を下すにあたり、科学当局は (既知の、推論された、予想された、試算された) 合法および違法の取引の規模をその種の脆弱性 (種の絶滅の危険性を引き上げる内因性および外因性の要因) と比較して考慮する。
  - iv) 取引が種の存続を脅かすこととならないと決定するためのデータ要件は、当該種の脆弱性に比例したものである。
  - v) 効果的な「有害でないという判定」を下せるかどうかは、当該種の正しい識別およびそれが輸出される種の標本であることの証明に依存する。
  - vi) 有害でないという判定を下すために使われる方法は標本の由来とタイプを反映する。例えば、野生由来ではないことが判明している標本に関して有害でないという判定を下すために使われる方法は、野生由来の標本に関する方法ほど厳密でなくともよい。
  - vii) 使用する方法は、異なる分類群の特定かつ個別の特徴を考慮に入れることが可能な程度に柔軟なものとする。
  - viii) 監視を含む順応的管理の施行は、有害でないという判定を下すための重要な考慮事項である。
  - ix) 有害でないという判定は資源評価方法に基づき

<sup>1</sup> 輸出が有害か否かを検討するにあたり、通常、採取全体の持続可能性を考慮する必要がある。

行われ、それには次の項目の考慮が含まれるが、それらに限定されない。

- A. 種の生物学的特徴と生活史の特徴
- B. 種の分布域（過去と現在）
- C. 個体群の構造、状態、動向（国内および国際的な採集地域内で）
- D. 脅威
- E. すべての情報源を総合した採取および死亡率の過去と現在の種ごとの水準および傾向（例えば年齢、性別）
- F. 順応的管理戦略および遵守水準の考慮を含めた、現在実施されている管理措置および管理措置案
- G. 個体数の監視
- H. 保全状態
- x) 有害でないという判定を下すときに考慮する情報源には次のものがあるが、それらに限定されない。
  - A. 種の生態、生活史、分布、個体数動向に関連する科学文献
  - B. 実施された生態学的リスク評価の詳細
  - C. 採取場所、採取および他の影響から保護された場所で実施された科学的調査
  - D. 地元および先住民の地域社会の関連する知識および専門的見解
  - E. 関連する地元、地域、世界の専門家との協議
  - F. UNEP 世界自然保全モニタリングセンター（UNEP-WCMC）が維持する CITES 取引データベース、取引に関する刊行物、取引に関する地元の情報、市場での販売やインターネットを通じた販売の調査

b) 科学当局は、有害でないという判定を下すための参考資料として、文書 AC26/PC20 Doc. 8.4 の付記に含まれる情報および CITES ウェブサイトで入手可能な更新情報を考慮する。<sup>1</sup>

締約国に対して次のことを奨励する。

- a) 有害でないという判定を下すための方法を探る。
- b) 地域または小地域の適切なワークショップなどを通じて、有害でないという判定を下すための方法の経験と事例を共有し、それらを事務局に伝える。
- c) 科学当局による「有害でないという判定」評価に含まれる科学に基づく根拠を書面として記録し、それを保存する。
- d) 途上国からの要請があった場合には、有害でないという判定を下す能力を向上させるために、国内で特定されたニーズに基づき、途上国に協力的援助を提供する。協力的援助には資金および技術的支援が含まれ、様々な形をとる可能性がある。

事務局に対して次のとおりに命じる。

- a) CITES ウェブサイトに「有害でないという判定」に関する目立つセクションを設け、動物委員会と植物委員会、締約国、その他の情報源から得た情報を基に定期的に更新する。
- b) ウェブサイトへの掲載を考慮すべき関連情報を締約国が容易に提出できるよう、CITES ウェブサイトに使いやすい仕組みを設ける。
- c) CITES バーチャル・カレッジの適切なセクションでこの情報を閲覧できるようにする。
- d) 有害でないという判定に関係する実施能力強化のための活動を実施するために締約国が利用できる可能性のある資金源の特定を補助する。 ■

<sup>1</sup> <http://www.cites.org/eng/prog/ndf/index.php> を参照。